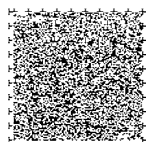


■ 第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制
5. 計画の推進体制

◆障害のある人（障害者）の概念◆

本計画における「障害者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害のある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人ととらえます。



1. 計画策定の趣旨

障害者基本法[※]では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）」が制定され、平成28年4月に施行されました。これらの法整備を受けて、我が国は、平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。

また、国では障害者基本計画（第4次）において、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、SDGsの達成のため、障害者を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進することとしています。

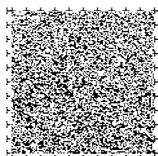
本市では、これらの条約や法令の理念を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」が平成29年9月に制定され、平成30年4月に施行となりました。

石巻市第3次障害者計画では、「共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ」を基本理念に、障害への理解の促進と支えあう市民意識を醸成し、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を推進してきました。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、サービスの提供体制の整備を推進するための計画として、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目指し、拠点整備やサービスの充実に努めてきました。

本計画は、第3次障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画が令和2年度末に終了を迎えることから、障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体のものとして策定することとし、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくための道筋を表すものです。

[※] **障害者基本法**：「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、障害者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによりて障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。

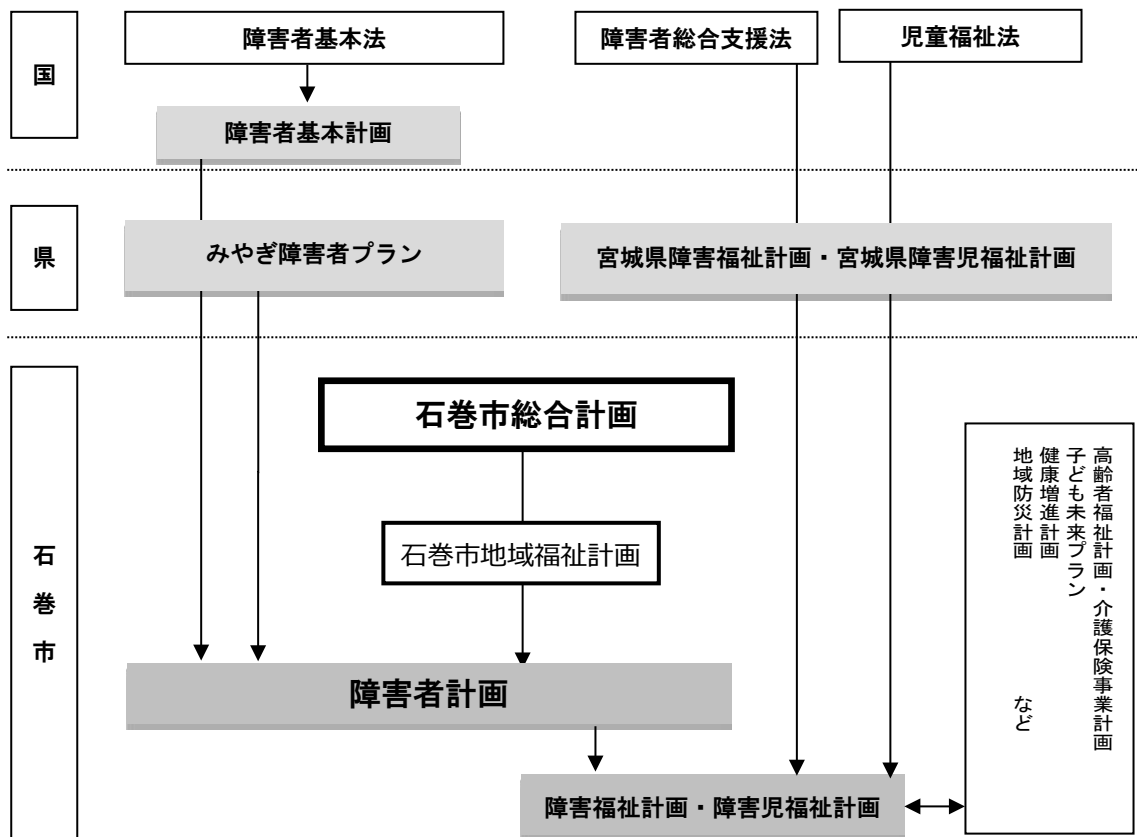


2. 計画の位置づけ

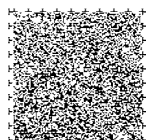
「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置づけられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるもので、同法により策定が義務付けられています。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者総合支援法[※]第88条（市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする）、児童福祉法第33条の20第1項（市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする）に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して3年ごとに定めるものです。

また、本計画は、上位計画である「石巻市総合計画」や「石巻市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。



[※] **障害者総合支援法**:正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といい、障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための福祉サービス等を提供する仕組みを定めた法律。



<計画とSDGs>

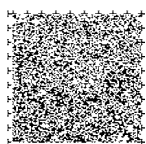
障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するための取組は、SDGs^{*}の17の目標（ゴール）のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」など、9つのゴールに関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国際機関や国の動向をみながら、障害に関する福祉施策に取り組んでいきます。

◆本計画が目指すSDGsゴール



^{*} SDGs(持続可能な開発目標):国連が定めた2030年までの開発目標で、「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標。



3. 計画の期間

今回策定する「石巻市第4次障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年を計画期間とします。

また、「石巻市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」は、第4次障害者計画の前期として、令和3年度から令和5年度までの3年を計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行う場合があります。

【計画の期間】

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者計画（6年間）	第4次					
障害福祉計画（3年間）	第6期			第7期		
障害児福祉計画（3年間）	第2期			第3期		
総合計画	第2次総合計画（R3年度～R12年度）					
地域福祉計画（5年間）	第3期	第4期				
みやぎ障害者プラン	現計画			次期		
宮城県障害福祉計画	第6期			第7期		
障害者基本計画	第4次		第5次			



4. 計画の策定体制

この計画の策定体制と各主体の役割は、以下のとおりです。

(1) 石巻市障害福祉推進委員会

障害者基本法第36条第4項に規定されている合議制の機関で、本市の障害者施策に係る市長の諮問機関です。

障害者団体の代表や有識者、関係機関等で構成され、計画の策定や推進に関する意見や助言をいただきました。

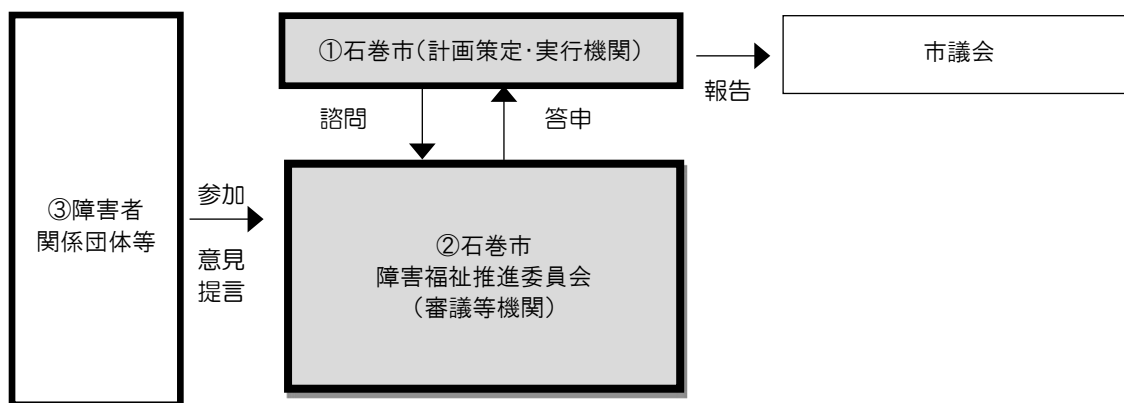
(2) 庁内検討部会

障害福祉推進委員会における円滑な協議を行うため、庁内関係部署による「障害者計画策定等検討部会」を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、計画策定に係る関連事業の調整を行いました。

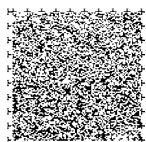
(3) 障害者、市民、関係団体等

この計画を推進する主体者であり、サービスの利用者です。

アンケート、ヒアリング、パブリックコメント[※]などを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきました。



[※] **パブリックコメント**: 行政機関が法規や計画などを定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。



5. 計画の推進体制

(1) 推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら、計画を推進します。

また、本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、毎年度、計画の実施状況を点検・評価します。

(2) 圏域での連携

宮城県及び石巻圏域の市町とも連携を図りながら、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

(3) 自立支援協議会

自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づく相談支援事業のうち地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として設置される協議会です。

本市では、女川町と共同で設置し、障害者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成され、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の地域における課題やその方策等についての協議を行います。

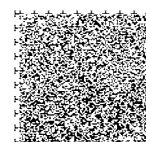
(4) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

この計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、ボランティア団体や障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

(5) 計画の普及・啓発

この計画について、計画書のほか、概要版や市報、市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。



(6) PDCA サイクルによる進捗管理

この計画の実現に向けて、計画の進捗状況を石巻市障害福祉推進委員会において把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようなPDCA サイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行います。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として見直しを行います。

